

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙（水銀）排出基準と改正大気汚染防止法（水銀排出基準）の比較

条例ばい煙指定施設（水銀関係）	条 例 排出基準	改正大気汚染防止法水銀排出施設		大 防 法 排出基準
1 ボイラー（燃料として石炭を使用するものに限る。） 石炭の燃焼能力が1時間当たり10トン以上であること。（重油換算量1時間当たり6250リットル）（重油換算量：昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知固体燃料より換算 重油10L＝固体燃料16kg）	0.1mg (100μg)	1の項 大防法令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、小型石炭混焼ボイラー	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料燃焼能力が重油換算1時間あたり10万L未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	新規施設 10μg 既存施設 15μg
		2の項 大防法令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、石炭専焼ボイラー、大型石炭混焼ボイラー	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるものの以外のもの	新規施設 8μg 既存施設 10μg
6 廃棄物焼却炉 焼却能力が1時間当たり1,000キログラム以上であること。	1mg (1000μg)	8の項 大防法令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃掃法第8条第1項に規定するゴミ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃掃法施行令第七条第三号・第五号・第八号・第十号・第十一の二号・第十二号若しくは第十三の二号に掲げる施設	廃棄物焼却炉であって、火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。 （専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃掃法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び水銀排出施設9の項に掲げるものを除く。）	新規施設 30μg 既存施設 50μg

条例ばい煙指定施設（水銀関係）	条 例 排出基準	改正大気汚染防止法水銀排出施設		大 防 法 排出基準
<p>7 銅、鉛又は亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉</p> <p>原料の処理能力が1時間当たり500キログラム以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。</p>	<p>1mg (1000µg)</p>	<p>3の項 大防法令別表第1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、1次精錬の用に供する施設であって、銅または金の精錬の用に供するもの</p>	<p>1次精錬の用に供する施設であって、銅又は金の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉で原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上である施設（専ら粗銅、粗銀、又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）</p>	<p>新規施設 15µg 既存施設 30µg</p>
		<p>4の項 大防法令別表第1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、1次精錬の用に供する施設であって、鉛または亜鉛の精錬の用に供するもの</p>	<p>1次精錬の用に供する施設であって、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉で原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上である施設（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）</p>	<p>新規施設 30µg 既存施設 50µg</p>

条例ばい煙指定施設（水銀関係）	条 例 排出基準	改正大気汚染防止法水銀排出施設		大 防 法 排出基準
<p>7 銅、鉛又は亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉</p> <p>原料の処理能力が1時間当たり500キログラム以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。</p>	<p>1mg (1000µg)</p>	<p>5の項 大防法令別表第1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、2次精錬の用に供する施設であって、銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する施設</p>	<p>2次精錬の用に供する施設であって、銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉で原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上である施設（専ら粗銅、粗鉛、又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）</p>	<p>新規施設 100µg 既存施設 400µg</p>